

就業不能保険（有配当・無解約払戻金2017）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 短期就業不能給付金、長期就業不能給付金、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）、長期給付無事故支払金

- 第1条 支払基準日A、支払基準日B
- 第2条 短期就業不能給付金、長期就業不能給付金
- 第3条 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）
- 第4条 給付金の削減支払
- 第5条 長期給付無事故支払金
- 第6条 給付限度

2. 受取人

- 第7条 給付金、長期給付無事故支払金の受取人

第2編 保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第8条 総則

4. 会社の責任開始期

- 第9条 会社の責任開始期

5. 契約締結時の書面

- 第10条 契約締結時の書面

6. 保険料の払込

- 第11条 保険料の払込
- 第12条 保険料の払込方法（経路）
- 第13条 保険料の一括払込または前納
- 第14条 払込期月内に保険料の払込がない場合

7. 請求、給付金等の支払時期および支払場所

- 第15条 請求の手続き
- 第16条 指定代理請求人による請求
- 第17条 給付金等の支払時期および支払場所

8. 保険契約上の保全取扱

- 第18条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第19条 短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額

9. 保険契約者

- 第20条 保険契約者
- 第21条 保険契約者の住所の変更

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第22条 詐欺による取消
- 第23条 不法取得目的による無効

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第24条 告知義務
- 第25条 告知義務違反による解除
- 第26条 保険契約を解除できない場合

12. 重大事由による解除

- 第27条 重大事由による解除

13. 解約

- 第28条 解約

14. 給付金等の受取人による保険契約の存続

- 第29条 給付金等の受取人による保険契約の存続

15. 解約払戻金

- 第30条 解約払戻金

16. 被保険者の死亡等

- 第31条 被保険者の死亡
- 第32条 死亡時支払金受取人
- 第33条 遺言による死亡時支払金受取人の変更
- 第34条 保険料等の払戻に関する取扱

17. 社員配当

- 第35条 社員配当金の割当
- 第36条 社員配当金の分配

18. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 第37条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

19. 特別条件

- 第38条 特別条件

20. 給付金等の支払に関する取扱

- 第39条 給付金等の支払に関する取扱

21. その他

- 第40条 契約年齢の計算
- 第41条 契約年齢または性別の誤りの処理
- 第42条 時効

就業不能保険（有配当・無解約払戻金2017）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が所定の就業不能状態に該当する場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 短期就業不能給付金、長期就業不能給付金、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）、長期給付無事故支払金

第1条（支払基準日A、支払基準日B）

1 支払基準日Aはつぎの各号のとおりとします。なお、短期就業不能給付金および長期就業不能給付金の支払時期は、第17条（給付金等の支払時期および支払場所）に定めるところによります。

（1）第1回支払基準日A

第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当した日（第1回短期就業不能給付金が支払われる場合または第6条（給付限度）の規定により第1回短期就業不能給付金が支払われない場合に限り。）

（2）第2回目以後の支払基準日A

第1回支払基準日Aの毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）

2 支払基準日Bはつぎの各号のとおりとします。なお、特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払時期は、第17条に定めるところによります。

（1）第1回支払基準日B

第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）の支払事由に該当した日（第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が支払われる場合または第6条の規定により第1回特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が支払われない場合に限り。）

（2）第2回目以後の支払基準日B

第1回支払基準日Bの毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）

第2条 (短期就業不能給付金、長期就業不能給付金)

1 この保険契約の短期就業不能給付金、長期就業不能給付金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	給付金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)	
(1) 短期就業不能給付金	① 第1回短期就業不能給付金	短期就業不能給付月額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の精神障害の状態(精神・神経疾患(別表9)の診断の有無にかかわらず、自由な意思決定能力がないかまたは著しく減退した状態をいいます。)を原因とする事故 iv) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 v) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 vi) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 vii) 被保険者の薬物依存 ¹ viii) 被保険者の妊娠・出産等 ² ix) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)	
	② 短期就業不能給付金 第2回目以後第6回目までの			保険期間中の第2回目以後第6回目までの支払基準日Aに被保険者が生存していたとき	
	③ 短期就業不能給付金 第7回目以後第17回目までの			保険期間中の第7回目以後第17回目までの支払基準日Aに直前の支払基準日Aから就業不能状態Aが継続していると医師によって診断されたとき	第1回短期就業不能給付金と同じ

備考

1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

2. 妊娠・出産等

「妊娠・出産等」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号000から099までに規定される内容によるものとします。

名称	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人	免 責 事 由
(2) 長期就業不能給付金	保険期間中の第18回目以後の支払基準日Aに直前の支払基準日Aから就業不能状態Aが継続していると医師によって診断されたとき	長期就業不能給付月額	被保険者	第1回短期就業不能給付金と同じ

2 直前の支払基準日Aからその日を含めて次回の支払基準日Aの前日までの期間（保険期間満了の日の直前の支払基準日Aからその日を含めて保険期間満了の日までの期間を含みます。）に、つぎのいずれかに該当した場合は、それらに該当した日に、次回の支払基準日A（保険契約が消滅した日の翌日以降が次回の支払基準日Aになる場合を含みます。）の短期就業不能給付金または長期就業不能給付金の支払事由に該当したものとみなして本条、第4条（給付金の削減支払）および第6条（給付限度）の規定を適用します。

(1) 第1回支払基準日A以後、第6回支払基準日Aの前日までの期間

この保険契約が消滅した場合

(2) 第6回支払基準日A以後

被保険者が就業不能状態Aに該当しなくなった場合または就業不能状態Aが継続している間にこの保険契約が消滅した場合

3 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院（別表3）、在宅療養（別表5）または障害等級2級以上（別表8）のいずれかの状態に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、その入院（別表3）、在宅療養（別表5）または障害等級2級以上（別表8）は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

4 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に入院（別表3）、在宅療養（別表5）または障害等級2級以上（別表8）のいずれかの状態に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始時に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その入院（別表3）、在宅療養（別表5）または障害等級2級以上（別表8）は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと

(2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

5 被保険者が、保険期間中に、第1回支払基準日A以後、断続して就業不能状態Aに該当した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 被保険者が就業不能状態Aに該当した最終の日の翌日からその日を含めて再び就業不能状態Aに該当した日までの期間が180日以内で、かつ、再び就業不能状態Aに該当した日からその日を含めて20日以上就業不能状態Aが継続したと医師によって診断された場合には、原因の如何を問わず、支払基準日Aは変更せず、前回の就業不能状態Aと再び該当した就業不能状態Aを、継続している就業不能状態Aとみなして本条、第4条および第6条の規定を適用します。ただし、就業不能状態Aに該当した最終の日の翌日からその日を含めて再び就業不能状態Aに該当した日の前日までの期間における第7回目以後の支払基準日Aの短期就業不能給付金または長期就業不能給付金は支払いません（第2項の規定により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金が支払われる場合を除きます。）。

(2) 前号に該当しない場合、再び該当した就業不能状態Aは新たな就業不能状態Aとみなします。

6 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に第1項第1号①（i）および（ii）をともに満たすことが医師によって診断されたときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日診断を受けたものとみなして本条、第4条および第6条の規定を適用します。この場合、第2回目以後の短期就業不能給付金および長期就業不能給付金は支払いません。

7 第1項第2号に定める長期就業不能給付金が支払われる場合で、長期就業不能給付金を支払う前に第5条（長期給付無事故支払金）に定める長期給付無事故支払金の支払請求を受け、長期給付無事故支払金が支払われたときは、支払われる長期就業不能給付金の金額から支払われた長期給付無事故支払金の金額と同額を差し引きます。

第3条 (特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患))

1 この保険契約の特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患) は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由	
特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患)	(1) 第1回特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患)	短期就業不能給付月額と同額	被保険者	保険期間中につぎの①および②をともに満たすことが、医師によって診断されたとき ① 被保険者が、責任開始時以後の傷害 (精神・神経疾患 (別表9)) を原因とするものに限ります。) または精神・神経疾患 (別表9) を原因としたつぎのいずれかの状態 (以下、「就業不能状態B」といいます。) に該当したこと (i) 入院 (別表3) (ii) 精神・神経障害等級2級以上 (別表10) ② 被保険者が、①の就業不能状態Bに該当した日からその日を含めて60日以上就業不能状態Bが継続したこと	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ii) 被保険者の犯罪行為 iii) 被保険者の薬物依存
	(2) 第2回目以後第6回目までの特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患)			保険期間中の第2回目以後第6回目までの支払基準日Bに被保険者が生存していたとき	
	(3) 第7回目以後の特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患)			保険期間中の第7回目以後の支払基準日Bに直前の支払基準日Bから就業不能状態Bが継続していると医師によって診断されたとき	第1回特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患) と同じ

2 直前の支払基準日Bからその日を含めて次回の支払基準日Bの前日までの期間 (保険期間満了の日の直前の支払基準日Bからその日を含めて保険期間満了の日までの期間を含みます。) に、つぎのいずれかに該当した場合は、それらに該当した日に、次回の支払基準日B (保険契約が消滅した日の翌日以降が次回の支払基準日Bになる場合を含みます。) の特定疾患就業不能給付金 (精神・神経疾患) の支払事由に該当したものとみなして本条、次条 (給付金の削減支払) および第6条 (給付限度) の規定を適用します。

(1) 第1回支払基準日B以後、第6回支払基準日Bの前日までの期間
この保険契約が消滅した場合

(2) 第6回支払基準日B以後

被保険者が就業不能状態Bに該当しなくなった場合または就業不能状態Bが継続している間にこの保険契約が消滅した場合

3 被保険者が責任開始時に生じた精神・神経疾患 (別表9) を原因として責任開始時以後に入院 (別表3) または精神・神経障害等級2級以上 (別表10) のいずれかの状態に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その精神・神経疾患 (別表9) の告知があった場合には、その入院 (別表3) または精神・神経障害等級2級以上 (別表10) は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

4 被保険者が責任開始時に生じた精神・神経疾患 (別表9) を原因として責任開始時以後に入院 (別表3) または精神・

神経障害等級2級以上（別表10）のいずれかの状態に該当した場合でも、その精神・神経疾患（別表9）に関して、責任開始時前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その入院（別表3）または精神・神経障害等級2級以上（別表10）は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その精神・神経疾患（別表9）による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 5 被保険者が、保険期間中に、第1回支払基準日B以後、断続して就業不能状態Bに該当した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が就業不能状態Bに該当した最終の日の翌日からその日を含めて再び就業不能状態Bに該当した日までの期間が180日以内で、かつ、再び就業不能状態Bに該当した日からその日を含めて20日以上就業不能状態Bが継続したと医師によって診断された場合には、原因の如何を問わず、支払基準日Bは変更せず、前回の就業不能状態Bと再び該当した就業不能状態Bを、継続している就業不能状態Bとみなして本条、次条および第6条の規定を適用します。ただし、就業不能状態Bに該当した最終の日の翌日からその日を含めて再び就業不能状態Bに該当した日の前日までの期間における第7回目以後の支払基準日Bの特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は支払いません（第2項の規定により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が支払われる場合を除きます。）。
 - (2) 前号に該当しない場合、再び該当した就業不能状態Bは新たな就業不能状態Bとみなします。
- 6 この保険契約が、保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者がこの保険契約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に第1項第1号①および②をともに満たすことが医師によって診断されたときは、会社は、この保険契約の保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして本条、次条および第6条の規定を適用します。この場合、第2回目以後の特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）は支払いません。

第4条（給付金の削減支払）

第2条（短期就業不能給付金、長期就業不能給付金）および前条（特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患））の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより就業不能状態Aまたは就業不能状態Bに該当した場合で、その原因により就業不能状態Aまたは就業不能状態Bに該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、給付金を削減して支払うかまたは給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

第5条（長期給付無事故支払金）

この保険契約の長期給付無事故支払金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
長期給付無事故支払金	つぎの①および②をともに満たしたとき ① 保険期間満了時に被保険者が生存していたこと ② 長期就業不能給付金が支払われなかったこと	長期就業不能給付月額と同額	保険契約者

第6条（給付限度）

- 1 この保険契約により同一の支払基準日Aの短期就業不能給付金または長期就業不能給付金が支払われる限度は1回とします。
- 2 この保険契約により同一の支払基準日Bの特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が支払われる限度は1回とします。また、この保険契約により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が支払われる限度は、第3条（特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患））第1項各号によって支払われた回数を通算して17回とします。
- 3 第2条（短期就業不能給付金、長期就業不能給付金）第1項または第3条第1項に定める支払事由に同一の月に複数回該当した場合はつぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 短期就業不能給付金、長期就業不能給付金または特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が同一の月に支払われる限度は合計して1回とします。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、短期就業不能給付金、長期就業不能給付金または特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が同一の月に支払われる限度は合計して2回とします。
 - (ア) 第2条第2項の規定により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金が同一の月に2回支払われることとなる場合
 - (イ) 第3条第2項の規定により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）が同一の月に2回支払われることとなる場合

合

- (2) 前号の規定の適用にあたっては、前号の規定に定める同一の月に支払われる限度となるまで、つぎに定める順位により支払われるものとして取り扱います。
- (ア) 長期就業不能給付金
 - (イ) 短期就業不能給付金
 - (ウ) 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）

2. 受取人

第7条（給付金、長期給付無事故支払金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が第32条（死亡時支払金受取人）第1項に定める死亡時支払金受取人の場合（死亡時支払金受取人が保険契約者を含めて複数の場合を含みます。）には、第2条（短期就業不能給付金、長期就業不能給付金）第1項および第3条（特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患））第1項の規定にかかわらず、保険契約者を給付金の受取人とします。
- 2 給付金の受取人は、第2条第1項および第3条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。また、長期給付無事故支払金の受取人は、保険契約者以外への変更は取り扱いません。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとし、ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 死亡時支払金受取人（法定相続人である死亡時支払金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
この保険契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において第16条（指定代理請求人による請求）第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が給付金を支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める請求を行なうことができません。

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第8条（総則）

本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。

4. 会社の責任開始期

第9条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第24条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行いません。

5. 契約締結時の書面

第10条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金、長期給付無事故支払金（以下、「給付金等」といいます。）の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 給付金等の額

- (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

6. 保険料の払込

第11条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
- (1) 第1回保険料の払込期月
 - 責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
 - 契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
 - 契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
 - 契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
 - 契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
 - 月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
 - 契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。
- (1) 保険契約の消滅（第22条（詐欺による取消）または第23条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
 - (2) 第19条（短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額）の規定による短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。
- (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。）に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（給付金等およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。
- 6 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金等を支払いません。

第12条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りません。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約

- (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
- (3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法(経路)に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
 - (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
 - (2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法(経路)について、第2項の規定を適用します。

第13条(保険料の一括払込または前納)

保険契約者は、払込方法(回数)にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) (ア)の場合、会社所定の率により割引きます(以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。)
 - (ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第19条(短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額)の規定により短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限り、)を保険契約者に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
 - (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
 - (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割引きます(以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。)
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第19条の規定により短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限り、)を保険契約者に払い戻します。

第14条(払込期月内に保険料の払込がない場合)

- 1 保険料の払込が第11条(保険料の払込)第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第21条(保険契約者の住所の変更)第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 4 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに給付金等の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額(給付金等およびその他の支払うべき金額をいいます。)から差し引きます。
- 5 前項の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、給付金等を支払いません。

7. 請求、給付金等の支払時期および支払場所

第15条(請求の手続き)

- 1 給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金等の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた給付金等の受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を会社に提出して給付金等を請求して下さい。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人でない場合で、会社の定める基準を満たすときは、会社は、保険期間満了の日の翌日に保険契約者から長期給付無事故支払金の請求があったものとして取り扱います。ただし、第1項に定める長期就業不能給付金の支払事由が生じた旨の通知または被保険者が死亡した旨の通知が保険期間満了の日の翌日までになされた場合は、本項の取扱は行ないません。
- 4 会社が保険契約者に長期給付無事故支払金(長期給付無事故支払金とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同じ。)を支払った場合で、保険期間中に被保険者が死亡していたときには、会社は長期給付無事故支払金を受け取った者に、民法等の関係法令に則り、その返還を請求することができます。
- 5 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類(別表1)を会社に提出して下さい。
 - (1) 次条(指定代理請求人による請求)に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による給付金等の請求
 - (2) 第18条(保険料払込方法(回数)の変更)に定める保険料払込方法(回数)の変更
 - (3) 第19条(短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額)に定める短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額
 - (4) 第20条(保険契約者)に定める保険契約者の変更
 - (5) 第28条(解約)に定める解約

- (6) 第29条（給付金等の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
- (7) 第31条（被保険者の死亡）に定める被保険者の死亡の通知
- (8) 第32条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人の指定または変更に関する通知
- (9) 第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）に定める遺言による死亡時支払金受取人の変更に関する通知
- (10) 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（給付金等の支払を除きます。）

第16条（指定代理請求人による請求）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、給付金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の兄弟姉妹
 - (エ) 前(イ)(ウ)のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 前号のほか、つぎの範囲内の者で、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 死亡時支払金受取人
 - (エ) その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前条（請求の手続き）第2項の規定にかかわらず、給付金等の受取人（長期給付無事故支払金の場合は、保険契約者と被保険者が同一人であるときに限ります。）が給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたときその他の給付金等を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、前2項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
- 4 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 5 第3項の規定により、会社が給付金等を給付金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を第3項に定める給付金等を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）第4項に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第17条（給付金等の支払時期および支払場所）

- 1 給付金等は、第15条（請求の手続き）に定める給付金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 第15条第3項本文の場合、前項中「第15条（請求の手続き）に定める給付金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日」とあるのを「保険期間満了の日の翌日」と読み替えて、前項の規定を適用します。
- 3 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます（ただし、第15条第3項本文の場合を除きます。）。この場合には、第1項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第15条に定める給付金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この普通保険約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) この普通保険約款に定める告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第27条（重大事由による解除）第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実（同条第4項の規定により同条第1項第4号の規定を読み替えて適用する場合を含みます。）の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実
- 4 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第15条に定める給付金等の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、

起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日

(3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

- 5 前2項の規定を適用する場合には、会社は、給付金等を請求した者に通知します。
- 6 第3項および第4項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。
- 7 保険期間満了時まで長期就業不能給付金の支払請求を受け、保険期間満了時においてその長期就業不能給付金が支払われていない場合は、第1項、第3項および第4項の規定にかかわらず、長期給付無事故支払金を支払うべき期限は、第1項、第3項または第4項に定める長期給付無事故支払金を支払うべき期限とその長期就業不能給付金を支払うべき期限のいずれか遅い日とします。この場合、会社は、長期給付無事故支払金を請求した者に通知します。
- 8 第15条第5項第10号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の給付金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第29条(給付金等の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による保険契約の解約の場合の支払金の支払時期については、第29条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

8. 保険契約上の保全取扱

第18条(保険料払込方法(回数)の変更)

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法(回数)を相互に変更することができます。

第19条(短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額)

- 1 保険契約者は、短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改めます。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、つぎの各号の減額は取り扱いません。
 - (1) 減額後の短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が会社の定める限度を下回る減額
 - (2) 長期就業不能給付月額について、短期就業不能給付月額を下回る減額
- 4 第1回短期就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回短期就業不能給付金が支払われる場合に限り)以後に、短期就業不能給付月額が減額された場合には、長期就業不能給付月額は同時に同じ割合で減額されます。

9. 保険契約者

第20条(保険契約者)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第21条(保険契約者の住所の変更)

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第22条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第23条(不法取得目的による無効)

保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第24条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、給付金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会

社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第25条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は給付金を支払いません。またすでに給付金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡時支払金受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第20条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。死亡時支払金受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合は、解除された日の直前の月ごとと当日（解除された日が月ごとと当日の場合はその日。）以後に給付金等の支払事由に該当し、その給付金等が支払われるときを除き、会社は、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第26条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - （1）会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - （2）会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - （3）保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第24条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - （4）会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - （5）保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由が生じているとき（責任開始時に原因が生じていたことにより、給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第24条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

12. 重大事由による解除

第27条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - （1）保険契約者、被保険者または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等を詐取する目的または第三者に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - （2）この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - （3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - （4）保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - （5）前4号のほか、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金等の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取

備考

1. 電磁的方法

第24条（告知義務）および第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

り扱います。

- (1) 会社は、その支払事由については、給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その給付金等の受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
- (2) 会社は、その支払事由により、すでに給付金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による解除については、第25条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 死亡時支払金受取人がいるときは、第1項第4号中「保険契約者、被保険者または給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者、被保険者、給付金等の受取人または死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者、給付金等の受取人または死亡時支払金受取人」と読み替えて、第1項第4号の規定を適用します。

13. 解約

第28条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

14. 給付金等の受取人による保険契約の存続

第29条（給付金等の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じません。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、長期給付無事故支払金の支払事由が生じ、会社が長期給付無事故支払金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、長期給付無事故支払金の受取人に支払います。

15. 解約払戻金

第30条（解約払戻金）

この保険契約の解約払戻金はありません。

16. 被保険者の死亡等

第31条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約者（保険契約者と被保険者が同一人の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人）は、ただちに会社に通知して下さい。
- 3 第1項の場合、次条（死亡時支払金受取人）に定める死亡時支払金受取人がいるときは、前項の規定にかかわらず、死亡時支払金受取人は、ただちに会社に通知して下さい。

第32条（死亡時支払金受取人）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ死亡時支払金受取人を指定することができます。
- 2 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 3 死亡時支払金受取人の死亡時以後、死亡時支払金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡時支払金受取人の死亡時の法定相続人を死亡時支払金受取人（本項の規定により死亡時支払金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡時支払金受取人となった者のうち生存している他の死亡時支払金受取人）とします。
- 4 前項により死亡時支払金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 5 死亡時支払金受取人が2人以上いるときは、当該死亡時支払金受取人の中から他の死亡時支払金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第33条（遺言による死亡時支払金受取人の変更）

- 1 前条（死亡時支払金受取人）第2項に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡時支払金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、

これを会社に対抗することができません。

第34条（保険料等の払戻に関する取扱）

- 1 保険契約者と被保険者が同一人の場合で、被保険者が死亡し、かつ、被保険者の死亡によりつぎの各号の金額を会社が支払うときは、第11条（保険料の払込）、第13条（保険料の一括払込または前納）および第36条（社員配当金の分配）の規定にかかわらず、会社は、その支払うべき金額を第7条（給付金、長期給付無事故支払金の受取人）第3項および第4項の規定を準用して支払います。
 - （1）第11条に定める、払込を要しなくなった場合に払い戻す、払い込まれた保険料
 - （2）第11条に定める、年払契約の場合の、すでに払い込まれた保険料のうち、払込を要しなくなった保険料相当額
 - （3）第13条により払い戻す保険料一括払込金または保険料前納金の残額
 - （4）第36条に定める、積み立てた社員配当金および被保険者の死亡により消滅する保険契約に対して割り当てられた社員配当金
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合に、死亡時支払金受取人がいるときは、前項に定める支払うべき金額は死亡時支払金受取人に支払います。

17. 社員配当

第35条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - （1）つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
 - （2）つぎの事業年度中に、被保険者の死亡により消滅する保険契約
 - （3）つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもつぎ、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第36条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのとおり分配します。
 - （1）その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - （2）前号の規定により積み立てた社員配当金は、保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
- 2 前条第1項第2号および第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 3 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - （1）保険契約が消滅したときに支払う方法
 - （2）会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

18. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第37条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正があり、その改正が保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
- 3 本条の規定により保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

19. 特別条件

第38条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。
 - （1）特別保険料徴収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金はありません。
 - （2）特定部位不担保法
この方法による場合には、別表11に定める身体部位のうち、保険契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病（ただし、感染症（別表2）を除きます。）を原因とする入院（別表3）、在宅療養（別表5）または障害等級2級以上（別表8）については、第2条（短期就業不能給付金、長期就業不能給付金）に関する規定を適用しません。
- 2 特別保険料の金額ならびに不担保とする身体部位および期間は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

20. 給付金等の支払に関する取扱

第39条（給付金等の支払に関する取扱）

- 第28条（解約）および第29条（給付金等の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条（短期就業不能給付金、長期就業不能給付金）第1項、第3条（特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患））第1項または第5条（長期給付無事故支払金）に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 解約がなされず、保険契約が有効中であつたとすれば給付金等が支払われる場合に限り、有効中であつたとすれば支払われる限度で、会社は、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の給付金等の受取人に給付金等を支払います。
 - 解約の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
 - 解約された時の給付金等の受取人が死亡したときは、第7条（給付金、長期給付無事故支払金の受取人）第3項から第5項までの規定を準用して支払います。
- 第19条（短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額）および第29条の規定により、保険契約の短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第2条第1項、第3条第1項または第5条に定める支払事由に該当し、給付金等が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 会社は、減額前の短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額を第2条第1項、第3条第1項または第5条に定める支払額として給付金等の受取人に支払います。
 - 減額の請求があつた時までにすでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料がある場合は、会社は、その未払込保険料を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - 第1号の支払うべき金額が前号の未払込保険料に不足する場合には、会社は、第1号により支払うべき金額を支払いません。
- 第29条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

21. その他

第40条（契約年齢の計算）

- 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあつた場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であつたときは保険契約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。
- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあつた場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。

第42条（時効）

給付金等、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

備考

1. 電磁的方法

第24条（告知義務）および第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - （2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 1 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 6 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 1 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 2 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 4 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - （3）保険料の前納が行なわれたとき

(4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。

2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- (2) 保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することがあります。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表（ニッセイ就業不能保険(無解約払戻金)）

別表1 必要書類

項目	請求書類
1. 短期就業不能給付金 (就業不能保険普通保険約款第2条、第4条) 長期就業不能給付金 (就業不能保険普通保険約款第2条、第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（国民年金法にもとづく所定の状態により短期就業不能給付金または長期就業不能給付金を請求する場合に限ります。） (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
2. 特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患） (就業不能保険普通保険約款第3条、第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（入院により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）を請求する場合に限ります。） (4) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（国民年金法にもとづく所定の状態により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）を請求する場合に限ります。） (5) 被保険者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく所定の状態により特定疾患就業不能給付金（精神・神経疾患）を請求する場合に限ります。） (6) 被保険者の住民票 (7) 給付金の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 長期給付無事故支払金 (就業不能保険普通保険約款第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の戸籍抄本 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
4. 指定代理請求人による請求 (就業不能保険普通保険約款第16条)	(1) 代理請求の対象となる給付金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 代理請求の対象となる給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
5. 死亡時支払金受取人の指定または変更 (就業不能保険普通保険約款第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 遺言による死亡時支払金受取人の変更 (就業不能保険普通保険約款第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 指定代理請求人の指定・変更指定 (就業不能保険普通保険約款第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項 目	請 求 書 類
8. 被保険者の死亡 (就業不能保険普通保険約款第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類(死亡時支払金受取人がいるときは死亡時支払金受取人の戸籍抄本と死亡時支払金受取人本人であることを確認できる会社所定の書類)
9. 保険料払込方法(回数)の変更 (就業不能保険普通保険約款第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 短期就業不能給付月額または長期就業不能給付月額の減額 (就業不能保険普通保険約款第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 保険契約者の変更 (就業不能保険普通保険約款第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
12. 解約 (就業不能保険普通保険約款第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
13. 給付金等の受取人による保険契約の存続 (就業不能保険普通保険約款第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る給付金等の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る給付金等の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
14. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (就業不能保険普通保険約款第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) ・「被保険者の住民票」は、被保険者と給付金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

別表3 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表4）以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表4）に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 在宅療養

「在宅療養」とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示（公的医療保険制度（別表6）にもとづく医科診療報酬点数表（別表7）によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）の算定対象として列挙されている診療行為等をいいます。）にもとづき、日本国内の自宅等（病院または診療所（別表4）以外の施設を含みます。）において治療に専念することをいいます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、診療行為を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表8 障害等級2級以上

「障害等級2級以上」とは、国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態をいいます。

別表9 対象となる精神・神経疾患

対象となる精神・神経疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神及び行動の障害（ただし、薬物依存を除きます。）	F 00～F 09 F 10～F 19 （ただし、F 11.2、F 12.2、 F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、 F 18.2、F 19.2 を除きます。）
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20～F 29
気分[感情]障害	F 30～F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40～F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50～F 59
成人の人格及び行動の障害	F 60～F 69
知的障害<精神遅滞>	F 70～F 79
心理的発達障害	F 80～F 89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90～F 98
詳細不明の精神障害	F 99
てんかん	G 40
てんかん重積（状態）	G 41

別表10 精神・神経障害等級2級以上

「精神・神経障害等級2級以上」とは、つぎの各号のいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態

別表 11 身体部位

No.	身体部位の名称
1	胃、十二指腸および空腸
2	盲腸（虫垂突起を含みます。）および回腸
3	直腸および肛門
4	肝臓、胆嚢および胆管
5	脾臓
6	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭（肋骨および肋軟骨を含みます。）
7	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
8	咽頭（扁桃を含みます。）および喉頭（声帯を含みます。）
9	口腔（口唇を含みます。）、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
10	耳（耳介、外耳道、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
11	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
12	腎臓
13	尿管、膀胱および尿道
14	前立腺
15	乳房（乳腺を含みます。）
16	子宮および卵管（異常分娩が生じた場合を含みます。）
17	卵巣および卵管
18	睾丸（睾丸鞘膜を含みます。）、副睾丸、精管、精索および精嚢
19	甲状腺
20	頸椎部（当該神経を含みます。）
21	胸椎部（当該神経を含みます。）
22	腰椎部（当該神経を含みます。）
23	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
24	左肩関節部
25	右肩関節部
26	左股関節部
27	右股関節部
28	左上肢（左肩関節部を除きます。）
29	右上肢（右肩関節部を除きます。）
30	左下肢（左股関節部を除きます。）
31	右下肢（右股関節部を除きます。）
32	子宮体部（帝王切開を受けた場合にかぎります。）
33	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合にかぎります。）
34	食道
35	大腸（結腸および直腸を含みます。）
36	皮膚（頭皮を含みます。）
37	上顎骨、下顎骨および顎関節
38	左鎖骨および左肩甲骨
39	右鎖骨および右肩甲骨
40	脊柱（頸椎、胸椎、腰椎および当該神経を含みます。）
41	左上肢（左肩関節部を含みます。）
42	右上肢（右肩関節部を含みます。）
43	左下肢（左股関節部を含みます。）
44	右下肢（右股関節部を含みます。）